

〈中京〉でんさいサービス利用規定

〈中京〉でんさいサービス利用規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）が行う電子記録債権に関する業務において、当行が提供するでんさいネットへの接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、当行と本サービスの利用に関して契約を締結されたお客さまとの間において、本サービスの利用に必要な事項を定めるものとします。

第2条 (関係規定の適用・準用)

本規定の定めに関わらず、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程」（以下「業務規程」という。）、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則」（以下「業務規程細則」という。）を優先して適用するほか、当行所定の普通預金規定、当座勘定規定、振込規定および銀行取引約定書等により取扱うものとします。

第3条 (当行の業務範囲および内容)

当行は、でんさいネットとの間の業務委託契約に基づき、次に掲げる業務を行います。

- (1) 利用の申込をされたお客さまの本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務
- (2) 電子記録の請求および記録に関する業務
- (3) 電子記録債権の口座間送金決済に関する業務
- (4) 電子記録債権の支払不能処分に関する業務
- (5) 電子記録の記録事項等の開示に関する業務
- (6) その他でんさいネットが業務委託契約に定める業務

第4条 (取扱日・取扱時間等)

本サービスにおける取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。

ただし、利用者に事前に予告することなく、これを変更する場合があります。

第5条 (利用契約の締結要件)

本サービスの契約には、〈中京〉ビジネスダイレクトの契約者であることを締結要件とします。また、当行は、以下に掲げる要件を満たす者と本サービスの利用契約を締結するものとします。

- (1) 業務規程に掲げる利用契約の締結要件を全て満たす者であること
- (2) 申込みを行う当行の店舗に普通預金口座または当座預金口座を有すること
- (3) 当行所定の審査により、当行が利用を認める者であること

第6条 (利用申込みの方法)

本サービスの利用申込みは、業務規程、業務規程細則および本規定を承諾のうえ、当行所定の申込書に必要事項を記入し、各種必要書類を添付のうえ申込手続きを行っていただくものとします。

利用申込みの際、債権者利用限定特約または保証利用限定特約のほか、債権者請求方式、指定許利用等の取扱いを申し込む場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入いただくものとします。既に本サービスを利用している者が利用特約等を変更する場合は、当行所定の書面により申込むこともできます。

第7条 (利用契約の拒絶)

当行の判断により契約を締結できない場合には、遅滞なく当行から当行所定の方法により申込者に契約できない旨を通知します。

第8条 (利用者からの利用契約解約の申出方法)

利用者から利用契約の解約をする場合は以下のとおりとします。

- (1) 解約の申し出
利用契約を解約する場合は、利用者から当行取引店に当行所定の利用契約解除届により申し出るものとします。
- (2) 契約解除の効力
利用者を債務者または債権者とする電子記録債権のうち、解約の対象となる利用契約に係る電子記録債権の全部が消滅したことが確認された時に契約解除の効力が生じるものとします。

第9条 (当行からの利用契約解除)

当行からの利用契約の解除をする場合は以下のとおりとしま

す。

(1) 当行は、利用者が業務規程に掲げる利用契約解除の事由に該当する場合には、当該利用者に係る電子記録債権の全部が消滅したことを確認したうえで当該利用者に係る利用契約を解除することができます。

(2) 当行が利用契約解除を行う場合は、当行から利用者に対し、当行所定の利用契約解除の通知を行うものとし、通知に記載した契約解除日に利用契約解除の効力を生じるものとします。

第10条 (利用者情報の取扱い)

当行は、当サービスによって取得した利用者の情報について、参加金融機関業務実施のため申込者の利用者情報を利用するとともに、でんさいネットおよび参加金融機関業務を再委託する第三者に対して申込者の利用情報を提供します。

第11条 (発生記録、譲渡記録、保証記録請求の方法等)

1. 利用者は、発生記録、譲渡記録、支払等記録、変更記録、保証記録、分割記録、信託の電子記録等の電子記録の請求にあたっては、業務規程および業務規程細則に規定する場合を除き、〈中京〉ビジネスダイレクトを利用して行い、当行は、それぞれの電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供します。

2. 当行は、電子記録された内容を〈中京〉ビジネスダイレクトを通じて利用者へ通知します。

第12条 (本人確認)

本サービスのご利用に際し、PCを用いた方法での利用者ご本人であることの確認は、利用者が〈中京〉ビジネスダイレクトにより送信した「契約法人ID」「契約法人暗証番号」「契約法人確認暗証番号」等の情報が、予め当行が利用者へ付与している「契約法人ID」ならびに利用者が当行に届け出た「契約法人暗証番号」「契約法人確認暗証番号」等（以下、パスワード等といいます）の一致を確認した場合に、利用者本人からのサービス利用の申出であるものとして取扱います。

また、当行所定の書面による受付の場合は、使用された印影と届出印とを相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱った場合も、利用者本人からの申出であるものとして取扱います。

第13条 (個人の利用者の死亡による承継)

個人である利用者が死亡し、相続人等が死亡した利用者の地位を承継した旨を当行所定の方法により当行取引店に届出た場合には、当行が認めた場合に限り、承継手続きを行うものとします。

第14条 (法人の合併等の取扱い)

利用者は、会社合併、会社分割により、利用者登録事項に変更が生じた場合、当該合併または会社分割により利用契約の地位を承継した者は、当行所定の方法により当行の取引店に届出るものとし、当行が認めた場合に限り、承継手続きを行うものとします。

第15条 (債務者利用停止措置)

債務者利用停止措置については以下のとおり取扱うものとします。

(1) 業務規程および業務規程細則の規定により、でんさいネットが必要と認める場合、または、本規定に違反した場合など当行が特に必要と認めた場合には、利用者に対して、業務規程細則に規定する期間において債務者利用停止措置を講ずることができます。

(2) 利用者は前項に規定する期間が経過した場合には、当行所定の方法により、書面で債務者利用停止措置の解除を申出ることができます。

(3) 当行は、所定の審査を行い、債権者利用限定特約の要否を決定します。

第16条 (利用の制限)

当行は、利用者からの申出または当行所定の基準により利用に制限を加えることができます。また、利用者からの申出または当行所定の基準により利用の制限を解除することができます。なお、利用者からの申出は当行所定の書面によるものとします。

第17条 (利用者届出事項の変更)

本サービスに関する印章、氏名・名称、住所、決済口座、利用

形態、その他の届出事項に変更が生じた場合は、当行所定の書面により、速やかに当行取引店に届出るとします。

なお、変更の届出が無かったことにより、当行からの通知、または送付する書類が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第18条（破産手続開始等の届出）

利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合には、業務規程細則で定めるところにより、遅滞なく当行に対し、当行所定の書面により届出るとします。

第19条（変更記録請求方法等）

1.業務規程細則に定める変更記録の請求を行う利用者は、電子記録上の利害関係を有する他の利用者全員の変更記録請求書、印鑑証明書等の必要書類を業務規程細則ならびに当行所定の方法により取りまとめて、当行取引店に申出るとします。

2.ただし、前第1項にかかわらず、業務規程で定める変更記録が可能な場合は、単独で請求できるものとします。

第20条（債務者口座から債権者口座への口座間送金）

債務者口座から債権者口座への口座間送金については、以下のとおり取扱います。

(1) 当行は、でんさいネットから当行に通知された決済情報に基づき、債務者である利用者の指定口座から支払期日当日に債権金額の引落しを行い、債権者の取引金融機関に振込通知を発信するものとします。

(2) 同一の日に当該電子記録債権以外の引落しがある場合は、当行任意の順序により引落しを行うものとします。

第21条（債権者または債務者からの口座間送金決済中止の申出）

電子記録債権の債権者または債務者である当行利用者は、業務規程細則に定める場合に限り、当行所定の方法により、支払期日の前営業日の窓口営業時間終了までに、当行取引店に書面にて口座間送金決済の中止の申出をすることができます。

第22条（支払不能に関する異議申立）

利用者の支払不能に関する異議申立は、以下のとおり取扱うものとします。

(1) 債務者である利用者が業務規程および業務規程細則に定める異議申立を行う場合は、当行所定の方法により、支払期日前営業日の窓口営業時間終了までに当行取引店に申出ていただくものとします。

(2) 前項の異議申立に伴う異議申立預託金は、当行所定の方法により、支払期日前営業日の銀行営業時間終了までに預入れていただくものとします。

(3) 業務規程細則に規定する第2号支払不能事由の不正作出である場合は、当行所定の方法により、当行取引店に第1項の異議申立と併せて異議申立預託金の預入れの免除の申立をすることができます。

(4) でんさいネットは、前項の申立をでんさい事故調査会の審議に付し、その申立を理由があるものと認める場合に、異議申立預託金の預入れを免除するものとします。

第23条（債権記録に記録されている事項の開示請求）

債権記録に記録されている事項の開示ならびに記録請求に際して提供された情報の開示請求のうち通常開示は、利用者が<中京>ビジネスダイレクトから当行所定の事項を入力することにより、開示請求を行うこととします。また、開示結果は<中京>ビジネスダイレクトの画面に表示するものとします。

第24条（記録請求に際して提供された情報の開示請求）

利用者または利用契約を解約もしくは解除された元利用者が行う当該利用者を請求者とする記録請求に際して提供された情報開示請求のうち通常開示は、契約のある利用者については<中京>ビジネスダイレクトから当行所定の事項を入力することにより、開示請求を行うこととし、契約の無い元利用者については当行所定の方法により、書面で当行の元取引店に開示請求を行うこととします。また、開示結果は、契約のある利用者については<中京>ビジネスダイレクトの画面に表示するものとし、契約の無い元利用者については当行所定の方法により、書面で当行の元取引店にて交付するものとします。

第25条（手数料）

本サービスを利用するにあたって、当行所定の手数料をお支払

いただきます。

なお、当行は本サービスの手数料を事前に通知することなく変更できるものとします。

第26条（手数料徴収方法）

手数料は、当月分を翌月の当行所定の日（銀行休業日の場合は翌営業日）に各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書、当座小切手等の提出を受けることなく、利用者が当行に届出た口座から引落しするものとします。また、領収書等は発行しないものとします。

第27条（元利用者の開示請求手数料）

既に本サービスを解約した元利用者は、業務規程細則に定める通常開示ならびに特例開示の請求のみ行うことができます。この場合は、当行所定の手数料を申し受けます。

第28条（電子記録の訂正・回復）

利用者は、自己の請求に係る電子記録について、業務規程細則に掲げる電子記録の訂正および回復が必要な事由があることを知った場合は、直ちに当行に対し、当行所定の方法によりその旨を通知しなければならないものとします。

第29条（免責事項等）

1.利用者が届出た書面等に押印された印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

2.本サービスのご利用にあたり、当行に送信されたパスワード等の本人確認情報と当行に届出られているパスワード等の本人確認情報の一致を確認して取扱いしましたうえは、パスワード等の本人確認情報等につき、当行の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

3.当行の責めによらない通信機器・回線およびパソコン等の障害や誤作動、または天災・火災・騒乱等の不可抗力、ならびにパソコンの盗難・紛失、通信回線の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

4.通信経路における盗聴やパソコン操作記録の盗用等がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏えいしたために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

5.回線の障害等により取扱いが中断したと判断される場合等、取扱いが成立したか不明の場合は、障害回復後に取扱い内容を本サービスによりご確認いただくか、取引店にお問合せください。当行が意思表示を受信できず、取扱いが成立しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

6.その他、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、利用者が一切の責めを負うものとし、当行は責めを負いません。

第30条（規定の変更等）

当行は本規定および本サービス内容を利用者に事前に通告することなく何時でも変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととし、変更内容は当行所定の方法により利用者に通知するものとします。この変更により万一利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第31条（準拠法・合意管轄）

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、業務規程に定める場合を除き、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上